

令和6（2024）年度



川崎市中小企業融資制度のご案内

中小企業の「今」と「明日」を支える

YOUR PARTNER

【令和6年度川崎市中小企業融資制度の特徴】
■伴走支援型経営改善資金の改正

川崎市 経済労働局 経営支援部 金融課

令和6年（2024年）4月1日現在

川崎市 融資制度

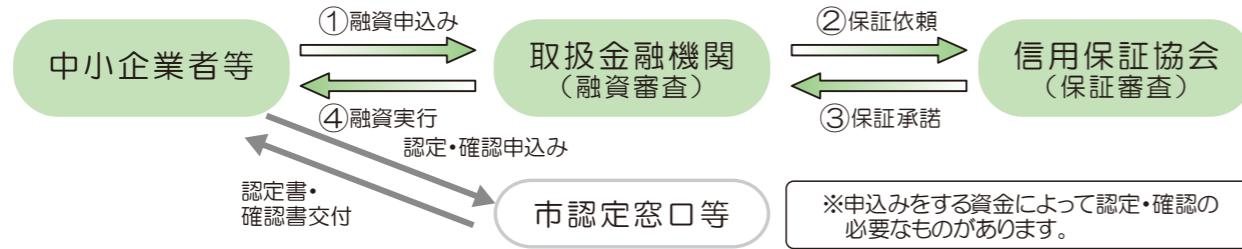
検索



川崎市中小企業融資制度とは

川崎市中小企業融資制度は、川崎市が川崎市信用保証協会及び取扱金融機関と協調して行っている融資制度です。多くの制度で固定金利を利用でき、返済期間を長期に設定しています。また、一部制度を除き、川崎市が信用保証料の補助をしています。

【申込み手続きの一般的な流れ】



ご利用いただける方

1 中小企業者又は協同組合等であること

※「中小企業者」とは次のいずれかに該当する方です。

①資本金、従業員数が、次の要件のいずれかを満たす法人及び個人事業者

| 業種 | 資本金 | 従業員数 |
|---------------------|-----------|--------|
| 製造業、建設業、運輸業、その他の業種 | 3億円以下 | 300人以下 |
| ゴム製品製造業(タイヤ製造業等を除く) | | 900人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| 小売業(飲食業を含む) | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| ソフトウェア業、情報処理サービス業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 旅館業 | 5,000万円以下 | 200人以下 |

②医業を主たる事業とする場合 法人は従業員数300人以下、個人は従業員数100人以下

③従業員数が300人(小売業50人、卸売業・サービス業100人)以下の特定非営利活動法人(NPO法人)

※「協同組合等」の例…中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合等

2 川崎市内に事業所を置いていること

※創業支援資金の場合、法人は登記、個人は主たる事業所が川崎市内にあることが必要です。

3 業歴1年未満の事業者については、アーリーステージ対応資金を利用済みであること

4 納期が到来している住民税(産業立地促進資金は国税、都道府県税及び市町村税)を完納していること

5 中小企業信用保険制度の特定業種に属する事業を営んでいること

(金融業、射幸的娯楽業、遊興的飲食業、農林漁業(一部を除く)、NPO法人を除く非営利団体、宗教法人等は非対象業種です。)

※特定業種は次のとおりです。

- ①製造業 ②鉱業 ③土石採取業 ④木材伐出業 ⑤建設業 ⑥物品販売業 ⑦不動産業 ⑧運送業
- ⑨貨物運送取扱事業 ⑩倉庫業 ⑪電気・ガス・熱供給・水道業 ⑫印刷業 ⑬出版業 ⑭サービス業
- ⑮損害・生命保険代理業 ⑯郵便業 ⑰通信業

6 許認可を要する業種については、その許認可を取得していること

7 信用保証協会の代位弁済による求償債務がないこと(連帯保証人も含む)

8 金融機関の取引停止処分(第1回不渡りを含む)を受けていないこと

9 借入金の返済が延滞していないこと

10 破産、民事再生、会社更生等法的整理の手続申立てないこと

11 休眠会社でないこと

12 その他法令遵守していること

融資のお申込み

1 融資申込みに必要な書類

①信用保証委託申込書等(川崎市信用保証協会所定様式。取扱金融機関から必要に応じて配布いたします。)

②(個人)確定申告書の写し (法人)決算書の写し

③(個人)住民票 (法人)履歴事項全部証明書

※外国人の場合 中長期在留者:在留カードの写し(表裏)、特別永住者:特別永住者証明書の写し(表裏)

④住民税の納税証明書(納期の到来しているものについて完納していること)

⑤印鑑証明書

⑥許認可を要する業種を営んでいる場合はその許認可書の写し

⑦設備資金見積書(設備資金を利用する場合)

※NPO法人の場合は上記書類の他、事業報告書等の提出が必要です。

※マイナンバー(個人番号)、本籍が記載された書類(住民票、個人の確定申告書等)を提出する場合は、マイナンバー(個人番号)、本籍を判別できないよう塗りつぶしたものをお提出ください。

※その他、資金ごとに必要な書類がございますので、各取扱金融機関へお問い合わせください。

2 申込窓口

融資の申込みは以下の取扱金融機関でお受けしております。

※本店、支店及び支店の所在地を問いません。

取扱金融機関全26行

| | | | | |
|-------------|--|---|--|--|
| 銀行 15 行 | みずほ銀行 群馬銀行 静岡銀行 神奈川銀行 横浜信用金庫 芝信用金庫 世田谷信用金庫 商工組合中央金庫 | 三菱UFJ銀行 きらぼし銀行 阿波銀行 静岡中央銀行 かながわ信用金庫 さわやか信用金庫 多摩信用金庫 | 三井住友銀行 三井住友信託銀行 徳島大正銀行 湘南信用金庫 西武信用金庫 | りそな銀行 横浜銀行 東日本銀行 川崎信用金庫 城南信用金庫 |
| 信用金庫 10 行 | | | | |
| 政府系金融機関 1 行 | | | | |

融資制度の選び方の例

- 一般的に広くご利用いただける資金 → **振興資金(P5、6)**
- 設備投資をしたい方向けの資金 → **設備強化支援資金(P5、6)**
- コロナで影響を受けて、事業展開、多角化等する方向けの資金 → **事業展開・多角化資金(P5、6)**
- 月々の返済負担を軽減させたい方(一括返済のため)、
資金繰りの安定化を図りたい方の資金 → **短期継続資金(P5、6)**
- 小規模事業者の方向けの資金 → **小規模事業資金(P5、6)**
→ **小口零細対応小規模事業資金(P5、6)**
- これから創業する方、創業して間もない方向けの資金 → **アーリーステージ対応資金(P5、6)**
- ゼロゼロ融資(コロナ対応資金)、危機対策資金、災害対策資金からの
借換をしたり、収益改善したい方 → **伴走支援型経営改善資金(P7、8)**
- 売上等が減少している方、
国のセーフティネット保証認定を受けた方向けの資金 → **不況対策資金(P7、8)**
- 借換えしたい方向けの資金 → **借換支援資金(P7、8)**
- 事業承継を予定している方、実施した方向けの資金 → **事業承継特別保証資金(P7、8)**

※各制度の詳細については、一覧表をご覧ください。

川崎市信用保証協会について

川崎市信用保証協会は、中小企業が金融機関から事業資金の融資を受ける際、その保証人となって中小企業を支援することにより、地域経済の振興と発展に寄与することを目的とした「信用保証協会法」に基づく公的機関です。

信用保証料率について

川崎市信用保証協会の保証を受けるには保証協会の審査を受け、所定の信用保証料を支払う必要があります。信用保証料率は企業の経営状況及び責任共有制度の対象か否かにより次のとおり設定されます。

●通常の信用保証料率

- ・責任共有制度対象 年 0.450%～1.900%
- ・責任共有制度対象外 年 0.500%～2.200%

●川崎市による信用保証料補助を行っている場合の信用保証料率（特別保証料率の設定）

川崎市が信用保証料の一部を補助することで、通常より割安な特別保証料率を設定しています。なお、事業者の経営状況に応じて料率は異なります（詳細は、川崎市中小企業融資制度一覧表を参照）。

- ・セーフティネット1号～8号は、川崎市が半額補助します。

※担保提供がある場合は一部の保証制度（セーフティネット保証等）を除き年0.1%の割引があります。

●「事業者選択型経営者保証非提供制度」を利用する場合は、要件により年0.25%または年0.45%の信用保証料率が上乗せされます。

◆責任共有制度とは、一部の保証を除き、借入額に対する信用リスクの2割相当分を、金融機関が負担することをいいます。

【責任共有制度の対象外となるもの】

- ①小規模事業資金（セーフティネット1号～4号、6号）
- ②小口零細対応小規模事業資金
- ③経営安定資金（セーフティネット1号～4号、6号・災害関係保証・震災緊急保証・危機連絡保証）
- ④アーリーステージ対応資金（創業連絡保証）（SSS保証）
- ⑤伴走支援型経営改善資金の一部

※その他、特別小口保険を利用する場合

◆信用保証料・信用保証料率の詳細については、川崎市信用保証協会へお問合せください。

信用保証料の補助について

川崎市では、市融資制度を川崎市信用保証協会の保証付で利用した場合、信用保証料の補助を行うことにより、事業者の方の資金繰りの支援を行っています（一部制度を除く）。

【手続きはどうするの？】

事業者の方の手続きは不要です。川崎市が事業者の方に代わって、信用保証料の補助分を川崎市信用保証協会へ支払い、事業者の方の手続きにかかる負担を軽減しています。



金融機関の伴走型支援で経営の改善を応援！（伴走支援型経営改善資金…P. 7、8）

新型コロナウイルス感染症や物価高騰、令和6年能登半島地震等の影響により経営にお困りの中小企業者の皆さまへ、金融機関の伴走により経営改善をサポートします！

1. コロナ関連融資からの借り換えも対応

市新型コロナウイルス感染症対応資金（無利子・無担保融資）など、100%保証された資金からの借り換えが可能です。

2. 売上高のほか、売上高総利益率と売上高営業利益率も利用要件の対象！

3. セーフティネットの4号・5号も対象！

中小企業信用保険法の4号・5号の認定を受けた場合も利用できます。

（信用保証料の補助）

国補助後の信用保証料率に対し、市がセーフティネット枠50%、一般枠20%補助します。信用保証料率や対象期間等は市ホームページで御確認ください。

【対象者】

- ◇一般枠：売上高等の利用要件を満たしていること
- ◇セーフティネット枠：中小企業信用保険法（4号・5号）の認定を受けていること
- ◇激甚災害（令和6年能登半島地震）：災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けたこと



川崎市は、あなたの「創業」を応援します！（創業支援資金…P.5、6）

川崎市は、これから創業する方や創業して間もない方を応援するために、アーリーステージ対応資金、女性・若者・シニア起業家支援資金などをご用意しています！

1. 信用保証料の本人負担がゼロ！

市と川崎市信用保証協会が協調し、所定信用保証料率年0.8%のうち、0.5%を市が補助、0.3%を川崎市信用保証協会が引下げ、信用保証料の本人負担をゼロとします（一部資金を除く）。

2. 利率年1.9%以内と低めに設定！

自己資金がない場合でも、年1.9%以内とします。
(自己資金が1/3以上ある場合は年1.8%以内、自己資金が1/2以上ある場合は年1.7%以内)

3. 中小企業診断士による企業診断でスタートアップを支援！

企業診断では、事業運営に関する様々なアドバイスを通じて、経営力を身に付けていただくことを目的の一つとしています。（ただし、決算を一期以上終えている方、申込額が800万円以下の方、又は当該資金を再利用する方で、利用に伴う企業診断を受けたことがある方は診断を省略できます。）

※詳細の利用条件はP.5、6をご覧ください。

川崎市 アーリーステージ対応資金

検索

| ご利用いただける方 | 制度名 | 融資対象者 | 融資限度額 | 融資利率 | 信用保証料率(川崎市補助後の料率) | 資金使途・期間 | 備考 |
|---|------------------------------|--|-----------------------------------|---|---|--|--|
| 資脱中 金却小 繰する企 のたる業者 安め等 定新の方 をな全 団般、 業た展 コい開口 方をナ おの影 えのか 方から | 振興資金★ | 中小企業者・協同組合等の方 | 中小企業者 2億円 | (短期)1年以内 年1.5%以内 (長期)1年超5年以内 年2.0%以内 5年超7年以内 年2.3%以内 7年超 年2.5%以内 又は制度所定変動金利 (短プラス0.7%以内)※1 | 年0.450%~1.900% | (短期)運転資金・設備資金1年以内 (据置6か月以内を含む) (長期)運転資金 7年以内 (据置1年以内を含む) 設備資金 10年以内 (据置1年以内を含む) | 転業する場合は、 川崎市の企業診断が必要 |
| | 設備強化支援資金★ | | | 5年以内 年1.8%以内 5年超10年以内 年2.0%以内 10年超 年2.4%以内 又は制度所定変動金利 (短プラス0.7%以内)※1 | | 年0.025%~0.750% (市保証協会の0.2%引下げ含む) | 設備資金 15年以内 (据置1年以内を含む) |
| | 【コロナ対応あり】 事業展開・ 多角化資金★ | 1 令和2年2月以降に以下の新型コロナウイルス関連融資を利用された中小企業者等【災害対策資金(4号別枠)、危機対策資金(危機関連保証別枠)、不況対策資金(10年型)(セーフティネット保証5号)、川崎市新型コロナウイルス感染症対応資金】 2 直近6か月のいずれか1か月の売上高が、新型コロナウイルス感染症の影響以前(令和2年1月以前の同月)の売上高と比べて、減少していることを取扱金融機関によって確認された中小企業者等 3 セーフティネット4号から5号の認定を受けた中小企業者等 1.2.3のいずれかに該当する方で、事業展開(事業転換、業態・業種の転換等)や多角化、新製品開発に取り組む方 | 3,000万円 | 年1.6%以内 | 年0.225%~0.950% | 運転資金 7年以内 (据置2年以内を含む) 設備資金 10年以内 (据置2年以内を含む) | 取扱期間は 令和7年3月31日保証申込受付まで 金融機関による確認書(第20号様式)が必要 |
| | 短期継続資金★ | 1 法人の場合：川崎市内に本店又は事業所を有し、次の(1)から(5)のすべてに該当するもの 2 個人事業主の場合：川崎市内に住所又は事業所を有し、次の(1)から(5)のすべてに該当するもの (1)1期以上の決算(確定申告を含む)を行っていること (2)保証申込時点で1年以上の与信取引があること (3)既存債務の返済条件緩和が行われていないこと (4)直近の決算において債務超過となっていないこと (5)川崎市信用保証協会の保証付き短期継続融資を並行して利用していないこと | 5,000万円 | 金融機関所定利率 | 年0.450%~1.900% | 運転資金 1年以内 (一括返済に限る) | |
| | 小規模事業資金★ | 従業員30人以下(商業・サービス業は10人以下)の小規模事業者の方 | 3,500万円 | 3年以内 年1.8%以内 3年超5年以内 年2.0%以内 5年超 年2.1%以内 | 保証債務残高1,500万円以下 年0.383%~0.950% 保証債務残高1,500万円超 年0.383%~1.710% | 運転資金・設備資金 8年以内 (据置1年以内を含む) | |
| | 短期サポート型★ | | 2,000万円 | 年1.2%以内 | | 運転資金・設備資金 1年以内 (据置6か月以内を含む) | |
| | 小口サポート型★ | | 2,000万円 | 年1.4%以内 | | 運転資金・設備資金 5年以内 (据置1年以内を含む) | |
| | ミニ★ | | 300万円 | 年1.3%以内 | | 運転資金 4年以内 (据置6か月以内を含む) | |
| | 小口零細対応 小規模事業資金★ | 従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)の小規模企業者の方(◎・▲) | 2,000万円 ※2 | 3年以内 年1.6%以内 3年超5年以内 年1.8%以内 5年超8年以内 年1.9%以内 8年超 年2.0%以内 | 年0.450%~1.100% | 運転資金・設備資金 10年以内 (据置1年以内を含む) | |
| 川崎市に ている方 を | 産業立地促進資金 | 川崎市が定める産業拠点地区及び工業専用地域に進出する中堅(資本金10億円以下又は従業員500人以下の会社又は個人)・中小企業者等の方 | 運転資金 2億8,000万円 設備資金 20億円 | 運転資金 年2.0%以内 設備資金 年2.1%以内 *新川崎A地区・殿町3丁目地区への進出の場合は、運転資金・設備資金とともに年1.9%以内 | 保証付きの場合 年0.450%~1.900% | 運転資金 7年以内 (据置1年以内を含む) 設備資金 15年以内 (据置1年以内を含む)※3 | 保証付きの場合 川崎市の企業診断が必要 川崎市の審査会の認定が必要 保証なしの場合 川崎市の確認(第8号様式)が必要 |
| | 企業立地促進資金 | 1 土地収用法第3条各号に掲げる事業及び都市計画法第4条第15項の規定による都市計画事業により産業拠点地区から移転を余儀なくされた方のうち川崎市内に立地する方 2 川崎市内のインキュベーション施設(かわさき新産業創造センター、かながわサイエンスパーク、テクノハブイノベーション川崎、明治大学地域産学連携研究センター、ナノ医療イノベーションセンター)に入居した方のうち川崎市内に移転する方 | 2億8,000万円 | 年1.9%以内 | 年0.225%~0.950% | 運転資金 7年以内 (据置1年以内を含む) 設備資金 10年以内 (据置1年以内を含む)※3 | 対象者1 川崎市の確認(第9号様式)が必要 (担当: 経済労働局経営支援課 電話044-200-2333) 対象者2 川崎市の確認(第9号様式)が必要 (担当: 経済労働局イノベーション推進部 電話044-200-2973) |
| 新たな取り組みをする方 | アーリーステージ 対応資金 | 1 事業を営んでいない個人で、具体的な開業計画を有し、1か月以内に新たに個人事業を開始する方又は2か月以内に新たに会社を設立し事業を開始する方(認定特定創業支援事業を受けて創業しようとする場合はいずれも6か月以内)(◎・▲) 2 事業を営んでいない個人による開業で、開業後5年末満の中小企業者等の方(◎・▲) 3 事業を継続している会社により新たに設立(分社化)された会社で、具体的な開業計画を有する方又は設立後5年末満の中小企業者等の方(◎・▲) 4 個人事業を開始したのち、同一事業で会社を設立した方で、かつ個人事業を開始してから5年末満の方(1~4はいずれも創業関連保証を利用) 5 開業後1年末満の中小企業者等の方(一般保証を利用) | 3,500万円 | 年1.9%以内 ①借入金の1/3以上の自己資金 →年1.8%以内 ②借入金の1/2以上の自己資金 →年1.7%以内 又は制度所定変動金利 (短プラス0.7%以内)※1 | 年0.0% (市保証協会の0.3%引下げ含む) | 運転資金 7年以内 (据置1年以内を含む) 設備資金 10年以内 (据置1年以内を含む) ※市内設備に限る | 川崎市の企業診断が必要 ※4 スタートアップ創出促進資金については「創業計画書」が必要 |
| | 女性・若者・シニア 起業家支援資金 | 上記アーリーステージ対応資金の1~4のいずれかの要件を満たし、代表者が「女性」「30歳未満」「50歳以上」のいずれかに該当する方(◎・▲)(創業関連保証を利用) | 3,500万円 | 年1.8%以内 ①借入金の1/3以上の自己資金 →年1.7%以内 ②借入金の1/2以上の自己資金 →年1.6%以内 又は制度所定変動金利 (短プラス0.7%以内)※1 | 年0.0% (市保証協会の0.3%引下げ含む) | | |
| | スタートアップ 創出促進資金 | 国の「スタートアップ創出促進保証制度要綱」の資格要件を満たす中小企業者等の方 保証申込受付時点において税務申告1期終了していない創業者については、創業資金総額の1/10以上の自己資金を有すること (経営者保証を不要とするスタートアップ創出促進保証(SSS保証)を利用)(◎・▲) 詳細は市ホームページで | 3,500万円 | 年1.9%以内 ①借入金の1/3以上の自己資金 →年1.8%以内 ②借入金の1/2以上の自己資金 →年1.7%以内 又は制度所定変動金利 (短プラス0.7%以内)※1 | 年0.5% | 運転資金 10年以内 設備資金 10年以内 (いずれも据置1年以内を含むが、金融機関のプロパー融資と同時に実行またはプロパー融資残高がある場合は据置3年以内とする。) | |
| | 新製品開発・ 新分野進出支援資金 | 原則として1年以上継続して同一事業を営む方で、自社技術等を使った新製品の開発をしようとする製造業者等の方並びに新分野に進出しようとする方又は進出後1年末満の中小企業者等の方 | 3,000万円 | 年2.1%以内 市補助金の交付決定を受けた場合は年2.0%以内 | 年0.450%~0.800% | 運転資金 7年以内 (据置1年以内を含む) 設備資金 10年以内 (据置1年以内を含む) | 川崎市の企業診断が必要 新製品開発の場合は神奈川県立産業技術総合研究所の新製品評価が必要 |
| 中小企業者等の方全般 | 流动資産担保資金 | 事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者等の方(棚卸資産を担保とする場合は法人に限る) | 2億5,000万円 | 年1.9%以内 | 年0.340% | 運転資金・設備資金 1年以内 | |

※ 責任共有制度の対象外となる資金は、(◎)印で示してあります。

※ 特定非営利活動法人(NPO法人)の方が利用できない資金は、(▲)印で示してあります。

※ ★印の資金については、「SDGs取組支援融資」の取扱いが可能ですが(詳しくは10ページ参照)。

※ 信用保証料の上乗せで経営者保証が不要となる「事業者選択型経営者保証非提供制度」を利用できる場合があります。

※1 変動金利の「短プラス」とは、金融機関が1年以内の融資をする際の最優遇金利等で、金融機関によって異なります。

※2 全国の信用保証協会による既存保証付き融資残高との合計で、2,000万円の範囲内となる新規の保証に限ります。

※3 運転資金の資金用途は移転費用等に限りません。設備資金の資金用途は、土地取得費、建物建設費、敷金、八周保証金、改修費及び機械設備費等に限ります。

※4 決算を一期以上終えている方、申込額が800万円以下の方又は当該資金利用に伴う企業診断を受けたことがある方は診断を省略できます。

川崎市中小企業融資制度一覧表② ※制度は年度途中で変わることがあります。詳細は市ホームページでご確認ください。

令和6年4月1日現在

| ご利用いたる方 | 制度名 | 融資対象者 | 融資限度額 | 融資利率 | 信用保証料率 (川崎市補助後の料率) | 資金使途・期間 | 備考 | |
|----------------------|--|---|--|------------------------------------|---|---|---|---|
| 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方 | 不況対策資金(5年型) | 1 最近3か月間又は6か月間の月平均売上高、平均売上総利益(率)及び平均営業利益(率)のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業者等の方 2 主要な取引先からの最近3か月間又は6か月間の月平均受注額が、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業者等の方 3 為替変動の影響により、最近3か月間又は6か月間の月平均売上高が前年又は前々年の同期と比べて10%以上減少している中小企業者等の方、若しくは平均売上総利益(率)及び平均営業利益(率)のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて5%以上減少している中小企業者等の方 4 取引先の支払条件が変わり、資金繰りが困難になっている中小企業者等の方 5 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を受けた中小企業者等の方(セーフティネット保証を利用) | 3,000万円 | 年1.5%以内 | 年0.450%~0.950% | 運転資金・設備資金5年以内(据置1年以内を含む) | 取扱金融機関による確認書(第3号様式)が必要 | |
| | | 年1.4%以内 | | | | | | |
| | | 年1.5%以内 | | | | | | |
| | | 5 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を受けた中小企業者等の方(セーフティネット保証を利用) | | 年0.383%~0.450% | | | 市町村又は特別区の認定書が必要 | |
| | | 1 最近3か月間又は6か月間の月平均売上高、平均売上総利益(率)及び平均営業利益(率)のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業者等の方 2 主要な取引先からの最近3か月間又は6か月間の月平均受注額が、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業者等の方 3 為替変動の影響により、最近3か月間又は6か月間の月平均売上高が前年又は前々年の同期と比べて10%以上減少している中小企業者等の方、若しくは平均売上総利益(率)及び平均営業利益(率)のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて5%以上減少している中小企業者等の方 4 取引先の支払条件が変わり、資金繰りが困難になっている中小企業者等の方 5 国又は市長が指定した倒産企業に、売掛金債権等を50万円以上有している中小企業者等の方及び50万円未満の売掛金債権等しか有していないがその倒産企業との取引規模が20%以上ある中小企業者等の方 6 中小企業信用保険法第2条第5項第1号の認定を受けた中小企業者等の方(○)(セーフティネット保証を利用) 7 中小企業信用保険法第2条第5項第2号又は第6号の認定を受けた中小企業者等の方(○)(セーフティネット保証を利用) 8 中小企業信用保険法第2条第5項第5号、7号又は第8号の認定を受けた中小企業者等の方(セーフティネット保証を利用) 9 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号の認定を受けた中小企業者等の方(○)(東日本大震災復興緊急保証を利用) | 8,000万円 | 年1.7%以内 | 年0.450%~0.950% | 運転資金・設備資金10年以内(据置1年以内を含む) | 取扱金融機関による確認書(第3号様式)が必要 | |
| | | 年1.6%以内 | | | | | | |
| | | 年1.7%以内 | | | | | | |
| | | 5 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を受けた中小企業者等の方(セーフティネット保証を利用) | | 年0.450% | | | 取扱金融機関による確認書(第4号様式)が必要 | |
| | | 1 最近3か月間又は6か月間の月平均売上高、平均売上総利益(率)及び平均営業利益(率)のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業者等の方 2 主要な取引先からの最近3か月間又は6か月間の月平均受注額が、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業者等の方 3 為替変動の影響により、最近3か月間又は6か月間の月平均売上高が前年又は前々年の同期と比べて10%以上減少している中小企業者等の方、若しくは平均売上総利益(率)及び平均営業利益(率)のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて5%以上減少している中小企業者等の方 4 取引先の支払条件が変わり、資金繰りが困難になっている中小企業者等の方 5 国又は市長が指定した倒産企業に、売掛金債権等を50万円以上有している中小企業者等の方及び50万円未満の売掛金債権等しか有していないがその倒産企業との取引規模が20%以上ある中小企業者等の方 6 中小企業信用保険法第2条第5項第1号の認定を受けた中小企業者等の方(○)(セーフティネット保証を利用) 7 中小企業信用保険法第2条第5項第2号又は第6号の認定を受けた中小企業者等の方(○)(セーフティネット保証を利用) 8 中小企業信用保険法第2条第5項第5号、7号又は第8号の認定を受けた中小企業者等の方(セーフティネット保証を利用) 9 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号の認定を受けた中小企業者等の方(○)(東日本大震災復興緊急保証を利用) | | 年0.383%~0.450% | | | | |
| | | 東日本大震災復興緊急保証 年0.400% | | 市町村又は特別区の認定書が必要 | | | | |
| | 危機対策資金 | 中小企業信用保険法第2条第6項の認定を受けた中小企業者等の方(○)(危機関連保証を利用)※5 | 2億8,000万円 | 年1.7%以内 | 年0.400% | 運転資金・設備資金10年以内(据置2年以内を含む) | 市町村又は特別区の認定書が必要 | |
| | 災害対策資金 | 火災・風水害等の被害を受けている中小企業者等の方 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の認定を受けた中小企業者等の方(○)(セーフティネット保証を利用) | 8,000万円 | 年1.7%以内 セーフティネット4号認定の場合は年1.6%以内 | 年0.450%~0.950% | 運転資金・設備資金10年以内(据置1年以内を含む) | 火災証明書が必要 | |
| | 激甚災害対策資金 | 国が指定した激甚災害の被害を受けている中小企業者等の方(○)(災害関係保証を利用) | 2億8,000万円 | | 年0.450% | | 市町村又は特別区の認定書が必要 | |
| | RENEW!! 【収益改善を図りたい方】 伴走支援型 経営改善資金 | 一般枠 次の(1)又は(2)のアから力のいずれかに該当すること (1) 売上高5%以上減少 (2) ア 売上高総利益率(前年同月)5%以上減少 イ 売上高総利益率(直近決算)5%以上減少 イ 売上高総利益率(直近決算)5%以上減少 オ 売上高総利益率(直近決算)5%以上減少 ウ 売上高総利益率(直近決算前期)5%以上減少 オ 売上高総利益率(直近決算前期)5%以上減少 セーフティネット枠 次の(3)又は(4)のいずれかに該当すること (3) セーフティネット4号・5号の認定を受けた中小企業者等の方(セーフティネット4号は○) (4) 令和6年能登半島地震に関して罹災証明を受けた方(○) (借換の場合は○の場合もあり) 詳細は市ホームページで | 1億円 | 1年以内 3年以内 5年以内 5年超 | 年0.9%以内 年1.2%以内 年1.4%以内 年1.6%以内 | 年0.16%~0.92%(一般枠) 0.1%(セーフティネット枠) ※補助対象期間の確認は市ホームページで | 運転資金・設備資金10年以内(据置5年以内を含む) ※一括返済の場合1年以内 | 所定の経営行動計画書に加え、以下の書類が必要 (1)(2)一般保証の場合は所定の売上高減少要件確認書、売上高総利益率減少要件確認書、売上高営業利益率減少要件確認書のいずれか (3)セーフティネット4号・5号の場合市町村又は特別区の認定書 (4)令和6年能登半島地震の罹災証明書 ※経営者保証免除の場合は経営者保証免除対応確認書 ※創業後3か月以上の方も利用可能 |
| | 借換支援資金 | 1 保証付融資の借換えをすることにより、日々の返済負担の軽減及び資金調達の円滑化が図れる中小企業者等の方 2 上記1の条件を満たし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号の認定を受けた中小企業者等の方(○)(東日本大震災復興緊急保証を利用) | 2億8,000万円 | 年1.8%以内 | 保証承諾額(残高)8,000万円以下 年0.450%~0.950% 保証承諾額(残高)8,000万円超 年0.450%~1.900% | 運転資金10年以内(据置1年以内を含む) | 事業計画書(第5号様式)が必要 | |
| | 条件変更改善型借換資金 | 保証付融資の全部又は一部について、返済条件を緩和している中小企業者等の方であって、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等の方(条件変更改善型借換保証を利用) | | 10年以内 10年超 | 年1.8%以内 年2.3%以内 | | | |
| 取り組み再建方に | 企業再建資金 | 再建計画等を策定し償還の確実性が認められ、企業再建を図る強い意思を持ち、金融機関からの支援体制が構築されており今後も継続支援が確実で、次のいずれかに該当する中小企業者等の方 (1) 神奈川県中小企業活性化協議会の支援を受けて再建計画を策定し、企業再建を図ろうとする方 (2) 川崎市信用保証協会が設置する外部審査会が当該中小企業の事業再生に資する見込まれるものとして答申を行った再生計画により企業再建を図ろうとする方(○)(求償権消滅保証を利用) | 2億8,000万円 | 年2.5%以内 | 年0.225%~1.100% | 運転資金・設備資金10年以内(据置1年以内を含む) | 川崎市信用保証協会が定める書類が必要 | |
| | 経営改善サポート型企業再建資金 | 経営サポート会議や神奈川県中小企業活性化協議会、認定経営革新等支援機関等の支援を受け策定した事業再生等の計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者の方(事業再生計画実施関連保証(▲)を利用) | | 10年以内 10年超 | 年2.0%以内 年2.5%以内 | 年0.340%または0.400% | 運転資金・設備資金15年以内(据置1年以内を含む) | |
| 事業承継を行う方 | 事業承継特別保証資金 | 次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者等 (1) 川崎市信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (2) 令和2年1月1日から令和7年3月31までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの (3) 次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと なお、①から③までについては、川崎市信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、④については、川崎市信用保証協会への申込時に満たしていることを要するものとする ① 資産超過であること ② EBITDA有利子負債倍率が1.5倍以内であること ③ 法人・個人の分離がなされていること ④ 返済緩和している借入金がないこと | 中小企業者 2億8,000万円 協同組合等 4億8,000万円 | 年1.6%以内 | 年0.000%~0.950% | 事業資金 10年以内(据置1年以内を含む) | 信用保証協会所定の申込資料のほか、次の(1)(2)に加えて、状況により(3)~(5)の書類が必要 (1)事業承継計画書 (2)財務要件等確認書 既往借入金を借り換える場合→(3)借換債務等確認書 既往借入金を借り換える場合で申込金融機関以外からの借入金を含むとき→(4)他行借換依頼書兼確認書 保証料0%(市全額補助)の場合→(5)ガバナンス体制の整備に関するチェックシート ※プロパー資金も借り換える対象 | |

※ 責任共有制度の対象外となる資金は、(○)印で示してあります。

※ 特定非営利活動法人(NPO法人)の方が利用できない資金は、(▲)印で示してあります。

※ 信用保証料の上乗せで経営者保証が不要となる「事業者選択型経営者保証非提供制度」を利用できる場合があります。

※ 公害防止資金については、令和5年度で新規受付を終了いたしました。

※5 大規模な経済危機や災害発生時に、国が指定する期間(原則1年間)のみ利用が可能となる資金です。

※6 保証付きの既往借入金を借換える場合は、10年以内(据置1年以内を含む)となります。

セーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条）について

経済状況の急激な変化に直面し経営の安定に支障をきたしている中小企業者等に対し、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う制度で、この保証を受けるには市町村又は特別区での認定が必要です（法人の場合は本店登記地、個人事業者の場合は主たる事業所の所在地（住民登録地ではありません）の市区町村にて認定手続を行ってください）。

- | | | |
|-------------------|-----------------|---------------|
| <5項>1号：国の指定する大型倒産 | 2号：事業活動の制限 | 3号：突発的災害（事故等） |
| 4号：突発的災害（自然災害等） | 5号：国の指定する不況業種 | 6号：取引金融機関の破綻 |
| 7号：金融取引の調整 | 8号：金融機関の貸付債権の譲渡 | |
- <6項>危機連絡保証制度（大規模な経済危機、災害等による信用収縮への対応）

セーフティネット保証の中で利用の多い第5項第4号認定及び5号認定については以下のとおりです。

●対象となる中小企業者等

（共通） 川崎市内に事業実態のある事業所があること。

※ 法人の場合は本店登記地、個人事業者の場合は主たる事業所の所在地の市区町村にて認定手続を行ってください。
主な認定要件

- （4号の場合）国の指定した突発的災害（自然災害等）の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として
最近1か月の売上高が、前年同月比で20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の
売上高が前年同期比で20%以上減少することが見込まれること。
- （5号の場合）国が指定する業種を営んでおり、原則として最近1か月の売上高が、前年同月比で5%以上減少しており、
かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高が前年同期比で5%以上減少することが見込まれること。

【最近1か月】とは、申請月の前月または前々月です。

例) 4月に申請→2月または3月

【その後2か月を含む3か月間】とは最近1か月に続く見込みを含んだものになります。

例) 4月に申請→2月（実績）+3、4月（見込み） または 3月（実績）+4、5月（見込み）

※前年の比較月が新型コロナウイルス感染症の影響がある場合は、同感染症の影響を受ける直前同期との比較になります。
※創業間もない企業や事業拡大等により前年比較が適当でない場合、その他特段の事情がある場合は、金融課までお問合せください。

●提出書類一式

次の①から④は全て提出していただきます。

- ① 認定申請書…2枚（1枚は市に提出、1枚は認定書として交付。）※申請者の押印は省略。
- ② 売上高計算書（川崎市指定書式）※金融機関の支店長印または税理士（公認会計士）の押印必須
※押印なしの場合は、月別残高試算表の写し、売上元帳等の写し等の売上高根拠資料が必要になります。
- ③ 川崎市内に、法人（個人）の事業実態が確認できる資料
(個人の場合) 青色申告決算書1ページ目（ない場合は、所得税確定申告書Bの第一表）
(法人の場合) 履歴事項全部証明書（本店登記地が川崎市内であること）…発行日から3か月以内のもの（コピー可）
- ④ （金融機関等の代理人が提出する場合）
 - ・委任状（川崎市指定の書式）
 - ・身分証等のご提示（社員証・名刺・健康保険証等）

●セーフティネット保証の利用に関する申請様式については、市ホームページからダウンロードいただけます。

●4号の場合、国の「指定期間」が終了次第、認定申請も終了となります。

●5号の場合、事業業種が国が指定する指定業種に該当するか、確認する必要があります。

※ホームページ（政府統計の総合窓口e-stat）等で事業業種を申請者自身でご確認をお願いいたします。

川崎市セーフティネット保証

検索



認定要件、提出書類等は変更になる場合がありますので、最新の情報を市HP等でご確認ください。

SDGs取組支援融資とは (SDGs取組支援融資…P5,6)

川崎市SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」において認証を取得した事業者（ゴールドパートナー）の先進的なSDGsの取組を促進するため、振興資金など適用する融資制度の信用保証料を1/2補助します。

■対象となる制度（P5,6）

- ・振興資金（設備強化支援資金、事業展開・多角化資金、短期継続資金を含む）、小規模事業資金（短期サポート・小口サポート・ミニを含む）、小口零細対応小規模事業資金

■メリット

- ・各資金に通常適用される信用保証料から、さらに1/2を市が補助します。

■申請方法

- ・川崎市SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」における認証事業者（かわさきSDGsゴールドパートナー）の認証書の写しを金融機関へご提出ください。

「かわさきSDGsパートナー」についてはこちら

<https://www.goodcity.jp/city.kawasaki/registration>

かわさきSDGsパートナー

検索



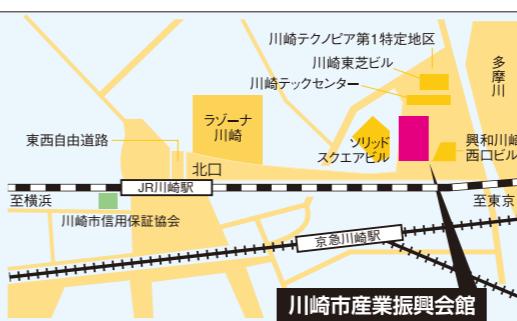
総務企画局都市政策部 SDGs・国際連携推進担当 電話044-200-0374

お問い合わせ

■融資制度全般・認定窓口について

川崎市経済労働局経営支援部金融課

〒212-0013 川崎市幸区堀川町66-20
川崎市産業振興会館5階
電話 044-544-1846・1847
FAX 044-544-3263



受付時間: 8時30分～12時、13時～17時（ただし、土曜日・日曜日・祝日等を除く）
ホームページアドレス: URL <http://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/77-25-0-0-0-0-0-0.html>
(川崎市ホームページのメニューから「事業者・就労支援情報」⇒「融資・助成」⇒「中小企業・経営・融資」)

川崎市経済労働局経営支援部中小企業溝口事務所

〒213-0001 川崎市高津区溝口1-6-10
てくのかわさき3階
電話 044-812-1112・1113
FAX 044-812-2075



■川崎市信用保証協会

川崎・幸・中原区担当

川崎市信用保証協会 企業支援課
〒210-0024 川崎市川崎区日進町1-66

電話 044-211-0501
FAX 044-222-1993



受付時間: 9時～17時15分（ただし、土曜日・日曜日・祝日等を除く）
ホームページアドレス: URL <http://www.cgc-kawasaki.or.jp/>

高津・宮前・多摩・麻生区担当

川崎市信用保証協会 北支所企業支援課
〒213-0012 川崎市高津区坂戸3-2-1
かながわサイエンスパーク西棟407号
電話 044-850-0055
FAX 044-833-1313



(広告)



かわしんと一緒に

カーボンゼロ 始めてみませんか?

詳しくは窓口または当金庫HPにてご確認ください

かわしん カーボンゼロチャレンジ 検索

かわしんも賛同しています!



2024年4月1日現在

川崎信用金庫



横浜銀行

CONCORDIA

コンコルディア・フィナンシャルグループ

地域のみなさまのさまざまな資金調達ニーズにお応えします
ご相談はお近くの窓口まで

<https://www.boy.co.jp/>

東日本銀行は中小企業のみなさまのご要望ご相談にお応えいたします。

東日本銀行

CONCORDIA

～下記店舗にご相談ください。～
川崎支店・加瀬支店
044-355-4321

<http://www.higashi-nipponbank.co.jp/>

思いを預かる。思いをつなぐ。

きらぼし銀行

<https://www.kiraboshibank.co.jp>

登戸支店・稻田堤支店
梶ヶ谷支店・久地支店
新百合ヶ丘支店／川崎法人営業部



神奈川銀行

CONCORDIA

コンコルディア・フィナンシャルグループ

川崎支店 TEL. 044-244-7538
中原支店 TEL. 044-722-9121

<https://www.kanagawabank.co.jp>

《よこしん》は地域の中小企業をサポートします！

川崎支店 044-522-3161
千年支店 044-777-7011

平間支店 044-541-7711
京浜臨港 法人営業所 03-3745-0155

このまちの未来をともにつくる

横浜信用金庫

<https://www.yokoshin.co.jp>

川崎市内の店舗

新城支店 044-788-3661
溝ノ口支店 044-888-2241
(預金特化型店舗) ※溝ノ口支店のご融資受付は、新城支店になります
武蔵小杉支店 044-733-0166
※幸支店・川崎大師支店は、尻手駅前支店の店舗内店舗として営業しております
尻手駅前支店・幸支店・川崎大師支店 045-575-1141

この街の“ホームドクター”
しばしんが豊かな暮らしを応援します。

SHIBASHIN 芝信用金庫



城南信用金庫は
地域の皆様のお困りごとを解決する
お客様応援企業をめざします！

Cinnamoroll

© 2024 SANRIO CO., LTD. APPROVAL No. L646807

城南信用金庫

川崎市内 6 店舗＝
溝ノ口支店 044 (833) 0321 生田支店 044 (922) 0141
宮前平支店 044 (866) 9121 元住吉支店 044 (411) 2141
中原支店 044 (711) 3651 鶯沼支店 044 (854) 2511
シナモロールは城南信用金庫のイメージキャラクターです。

夢と未来のサポーター

さわやか信用金庫

経営課題を解決します！

川崎支店 044-366-1234
鷺沼支店 044-866-8451
平間支店 044-555-3821

大正10年創業

感謝をこめて
これからも皆様と共に
事業に関するさまざまな課題のサポート
ご相談はくせたしんの窓口へ

世田谷信用金庫 宮崎台支店

川崎市宮前区宮崎 2-11-20 TEL 044-877-4441

ホームページはこちら



街にいい風 あなたにいい風

SHONAN

湘南しんきんは中小企業を応援します
詳しくは湘南しんきんホームページへ

街にいい風 湘南しんきん



お客様の幸せづくり
たましん

財務面はもちろん、創業や事業の成長・再生・承継などの経営課題について、パートナーとして共に考え方強くサポートします。

多摩信用金庫 www.tamashin.jp
永山支店 TEL 042-356-2511
稲城矢野口支店 TEL 042-379-3451

かなしんが皆さまの夢の実現や
お悩みの解決をサポートします

創業支援 成長支援
事業承継 経営改善・事業再生

かながわ信用金庫 かなしん

